

防犯パトロール活動用の物品

(腕章・ベスト等) を助成します

地域防犯パトロール活動を実施している皆さんへ

パトロール活動の注意点

- ① 必ず複数人でパトロールしてください。
- ② 不審な状況や事故を目撃した場合は、110番通報をして、その場の状況を警察に知らせてください。
- ③ 自己の身体に危害がおよばないように、ご注意ください。
パトロール活動を始めるにあたって、事前に警察署と相談の上、活動してください。

安全安心まちづくりのために、防犯パトロール活動を実施又は計画されている団体を対象に、物品（腕章・ベスト・青色合図灯・反射ストラップ付ライト）を助成します。

1. 対象となる団体

- ① 地域住民等（在住・在勤・在学）5名以上で組織され、安全安心まちづくりの実現に向けた自主的な防犯活動を実施または計画している団体。
- ② 営利を目的としていないこと。

2. 対象となる活動

- ① 地域住民が安心して生活できるように、犯罪や事故などを防止するための活動
- ② 地域住民の生活安全に関する意識の啓発になる活動
- ③ その他、安全で安心なまちづくりのための活動

3. 助成物品

- ・ 腕章（緑色のもので「防犯パトロール」と表示されているもの）
- ・ ベスト（緑色のもので「防犯パトロール」と表示されているもの）
- ・ 青色合図灯（電池付き）
- ・ 反射ストラップ付ライト（サイズ:38×105×41mm、電池付き）

※区ホームページに物品の写真（イメージ）を掲載しています。

（右記QRコード）



4. 助成物品に関する注意事項

- ① 区で用意した腕章・ベスト・青色合図灯・反射ストラップ付ライトとなります。デザインや色、型を選ぶことはできません。

②数量について、「腕章」・「ベスト」の合計点数より「青色合図灯」・「反射ストラップ付ライト」の合計点数が上回る申請はできません。(同数は可)

また、全体の申請希望数等から交付数を調整させていただく場合がございますのでご了承ください。

5. 申請書等の配付日

令和6年5月15日(水)

危機管理部地域生活安全課(世田谷区役所東棟3階)

6. 申請書等の提出期間および提出場所

令和6年5月15日(水)から6月7日(金)まで

危機管理部地域生活安全課(世田谷区役所東棟3階)

7. 提出書類

- ・防犯パトロール 物品支援申請書(1号様式)
- ・防犯パトロール 団体概要書

8. 物品の受取場所

世田谷区世田谷 4-21-27

危機管理部地域生活安全課(世田谷区役所東棟3階)

※7月下旬以降のお渡しを予定しています。

9. その他注意事項

- ① 申請書等につきましては、地域生活安全課窓口での配付または世田谷区のホームページからもダウンロードすることができます。
- ② 7月中旬に助成の可否を決定した通知書をお送りします。
(全体の申請数等から希望数に添えない場合がありますので、ご了承ください。)
- ③ ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

◆ 問い合わせ先

世田谷区 危機管理部 地域生活安全課
担当 宮下

電話 03-5432-2267 【直通】

FAX 03-5432-3066